

福祉用具購入費の支給申請手続き

～支給対象となる要件～

- ・介護認定を受けている（有効期間内）
- ・福祉用具の種目が支給対象である（腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、自動排泄処理装置の交換可能部品、移動用リフトのつり具の部分）
- ・都道府県知事より指定を受けた特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者からの購入である
- ・過去の給付実績が上限を超えていない（毎年10万円まで利用可）
- ・過去に同一種目の福祉用具を購入していない（同一種目の購入があった場合でも新たに利用できる場合がありますので、市役所介護保険課までご相談ください）
- ・本人が在宅である（入院・入所・外泊不可）

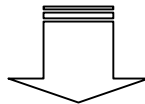
～支給申請の流れ（償還払い）～

福祉用具の購入

購入費の全額を一旦お支払いいただきます

注：上記要件を全て満たしていることをよく確認してから購入してください

対象とならない場合、購入費は全額自己負担となります。
不明な点は事前に市へお問い合わせください。

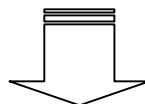


支給申請

必要書類

- （償還払い用）支給申請書
- 当該福祉用具のパフレット（写しも可）
- 領収書（原本）
- 代理権授与通知書（振込み先名義人が本人と相違する場合）
- 委任状（事業者が代理で申請する場合）

領収書の宛名は被保険者氏名（フルネーム）であることが必要です



支給申請月の翌月下旬に指定の口座に振り込みます